

第三章 調査の内容

1. 生物実態調査

(1) 基本方針

調査地の選定に際しては、練馬区自然環境調査検討会での結果などを踏まえ、以下の考え方を基本方針とした。

できる限り区内全体を網羅するため、区内を以下の4つのエリアに区分し、同程度の調査箇所数を設定する方針とした。

- | |
|---------------------|
| I 北町・田柄エリア（区北東部） |
| II 豊玉・中村エリア（区南東部） |
| III 石神井・関町エリア（区南西部） |
| IV 大泉・土支田エリア（区北西部） |

練馬区内における調査地のエリア区分

ついで、調査対象地の環境区分（樹林地、草地、畑地など）についても、平成18～19年度に行った検討会での結果などを踏まえ、以下の要素を含めることとした。

- | |
|-------------------|
| ・ 樹林地（落葉樹優勢林） |
| ・ 樹林地（針葉樹優勢林） |
| ・ 樹林地（屋敷林） |
| ・ 草地（雑草地） |
| ・ 農地（畑地・体験農園） |
| ・ 水辺（止水域） |
| ・ ルート（市街地・住宅地・河川） |

調査地の環境区分

(2) 現地踏査

上記の基本方針および資料文献調査を踏まえた上で抽出した調査候補地を対象に、調査地を最終選定するための現地踏査を行った。調査時期は平成20年7～9月に行った。現地踏査の際には、環境概要の把握や所有者や管理担当者などへのヒアリング、入手できる資料の収集のほか、その時点で確認した種についても極力記録した。

(3) 調査地の選定結果

最終的に選定された調査地（32箇所7ルート）について環境区分ごとに記述した。調査地一覧を表Ⅲ-1-1に、調査地の概要を表Ⅲ-1-2に示した。調査地位置図を図Ⅲ-1-1に示した。

1) 樹林地

①樹林地（落葉樹優勢林）

4エリアの合計で12箇所を設定した。各エリアでは、主に面積をもとに以下の条件の樹林地を選定した。

- ・各エリアを代表する大規模緑地（＝コア緑地）
- ・大規模緑地（＝コア緑地）に順ずる面積の緑地（＝サブコア緑地）
- ・ある程度のもたまりのある小規模緑地（0.1ha以上）

②樹林地（針葉樹優勢林）

各エリアに1箇所ずつ、計4箇所を設定した。

③樹林地（屋敷林）

各エリアに1箇所ずつ、計4箇所を設定した。

各エリアで代表的・典型的な屋敷林を選定することとした。具体的には、ヒアリングや現地踏査により生物相が豊かと予想されること、周囲を畑地などで囲まれていること、また、所有者の方が自然環境調査への理解を示していることなどを条件に選定した。

2) 草地（雑草地）

区内全域から5箇所を設定した。

各エリアからの選定を試みたが、比較的市街化が進んだ区南部では、まとまった草地を見出すことができなかった。

なお、区内の草地には、公園内の管理された低茎草地から、やや放置された高茎草地、林縁の草地などがある。これらを個々に調査することは調査箇所数との関係から難しいため、これらの組み合わせさせた移行帯（エコトーン^{*14}）のような場所も選定し、調査を行う方針とした。

3) 農地（畑地・体験農園）

豊玉・中村エリアを除く、各エリアから1箇所ずつを選定した。

豊玉・中村エリアは区内では市街化が進んだ地域であり、まとまった農地を見出すことができなかった。

なお、農地そのものについては、植物相^{*15}は非常に貧弱であることが予想されるが、農地周辺の環境や、そこに生息する動物相^{*16}は特徴的であると考えられるため、対象地として設定した。

4) 水辺（止水域）

区内にある大規模公園内の水辺4箇所を対象とした。

5) ルート（市街地・住宅地・河川）

区内の市街地・住宅地を対象に、以下の条件に当てはまる5ルートを設定した。また、区内を流れる石神井川、白子川沿いに、それぞれ1ルートを設定した。調査の距離は各ルート1km程度とした。

- ・市街化が進んだ、まとまった植生に乏しい地域。他の地域との比較もできる地域。
（練馬駅周辺ルート）
- ・市街地ではあるが、緑化に成功している地域。いわゆる「緑の多い住宅地」にあたる地域。
（城南住宅ルート）
- ・市街地ではあるが、緑道としての整備がされた地域。（田柄川緑道ルート）
- ・農地と住宅地がモザイク状になっている地域。（立野町ルート）
- ・農地から新興住宅地へと変化している地域。（土支田・谷原ルート）

表Ⅲ－1－1 調査地一覧（32箇所7ルート）

類型	I 北町・田柄エリア	II 豊玉・中村エリア	III 石神井・関町エリア	IV 大泉・土支田エリア
樹林地 （落葉樹優勢林）	●都立光が丘公園 ◎都立城北中央公園 ○どんぐり山憩いの森	●武蔵学園 ◎豊島園 ○廣徳寺・区立高稲荷公園	●都立石神井公園 ◎区立武蔵関公園 ○東京カトリック神学院	●都立大泉中央公園 ◎稲荷山・清水山憩いの森 ○ハの釜憩いの森
樹林地 （針葉樹優勢林）	八幡神社	氷川神社	天祖若宮八幡宮	土支田八幡宮
樹林地 （屋敷林）	U氏邸	N氏邸	MO氏邸	MU氏邸
草地 （雑草地）	都立光が丘公園 （昆虫原っぱ） 都立城北中央公園	—	—	小作原広場 井頭こぶし憩いの森 区立びくに公園
農地 （畑地・体験農園）	高松市民農園	—	石泉愛らんど	○氏畑
水辺 （止水域）	都立光が丘公園BS*	—	石神井池 三宝寺池 富士見池	—
ルート （市街地・住宅地・河川）	田柄川緑道ルート	城南住宅ルート 練馬駅周辺ルート	立野町ルート 石神井川流域	土支田・谷原ルート 白子川流域

●：コア緑地 ◎：サブコア緑地 ○：小規模緑地
※BS：バードサンクチュアリ（以下、表中ではBSとする）

※14 エコトーン：異なる環境が連続的に変化する場所を指し、移行帯または推移帯と訳される。海岸、川辺、湖岸などの水陸の境界や森林と草地の境界は典型的なエコトーンである。多様な生物の生息場所となっているため重要視されている。

※15 植物相：ある地域に生育している植物の全種類。フロラ（flora）ともいう。

※16 動物相：ある地域に分布している動物の全種類。ファウナ（fauna）ともいう。

表Ⅲ－１－２ 調査地概要（その１）

エリア	名称および所在地	No.	類型	特記事項
Ⅰ 北町・田柄 エリア	都立光が丘公園 (光が丘4-1)	I①	落葉樹 優勢林	開園は昭和56年。面積60.8ha。園内には、バードサンクチュアリ や自然観察ゾーン、自然保全ゾーン、草地保全ゾーン、水生昆虫 誘致池、屋敷森のほかに、野球場、陸上競技場、テニスコート、 バーベキュー広場などがある。バードサンクチュアリでは、土日祝 日にスタッフが常駐している。
		I⑥	草地	
	都立城北中央公園 (氷川台1-3)	I②	落葉樹 優勢林	開園は昭和32年。面積25.5ha。園内には、都民の森のほか、野 球場やテニスコート、遺跡などがある。
		I⑦	草地	
	どんぐり山憩いの森 (北町7-12)	I③	落葉樹 優勢林	面積は0.12ha。主な樹種はクヌギ、イヌシデ、コナラ。
	八幡神社 (高松1-16)	I④	針葉樹 優勢林	敷地内のムクノキ、イヌシデは「ねりまの名木100選」に選定され ている。猛禽類のものらしき巣がある。
	U氏邸 (早宮)	I⑤	屋敷林	昭和55年に調査をしているため、比較ができる。敷地内のケヤキ は、「ねりまの名木百選」に選定されている。
	高松市民農園 (高松1-35)	I⑧	農地	屋敷林や畑地が隣接している。区が所有者から借りた生産緑地を 整備して、区民に有料で貸し出している市民農園である。



I ① 都立光が丘公園
自然保全ゾーン



I ⑥ 都立光が丘公園
草地（昆虫原っぱ）



I ② 都立城北中央公園
都民の森



I ⑦ 都立城北中央公園
草地



I ③ どんぐり山憩いの森



I ④ 八幡神社



I ⑤ U氏邸



I ⑧ 高松市民農園

表Ⅲ－１－２ 調査地概要（その２）

エリア	名称および所在地	No.	類型	特記事項
Ⅱ 豊玉・中村 エリア	武蔵学園 (豊玉上1-26)	Ⅱ①	落葉樹 優勢林	豊玉・中村エリアでは、拠点となる緑地と考えられる。敷地内には、大ケヤキ(ねりまの名木100選)があり、濯川が流れている。野球グラウンドや陸上競技場もある。面積は7.1ha。
	豊島園 (向山3-25)	Ⅱ②	落葉樹 優勢林	明治後期に練馬城跡が豊島公園となり、その後、大正15年9月に一部開園。面積約30ha。遊園地ではあるが、豊玉・中村エリアでは、拠点となる緑地と考えられる。園内を石神井川が流れている。
	廣徳寺 (桜台6-20) 区立高稲荷公園 (桜台6-40)	Ⅱ③	落葉樹 優勢林	廣徳寺は、大正12年の関東大震災を受け、台東区東上野から移転してきた寺院。面積約6.6ha(2万坪)。隣接して石神井川が流れている。高稲荷公園は、イヌシデの斜面林がある。
	氷川神社 (豊玉南2-15)	Ⅱ④	針葉樹 優勢林	昭和55年に調査をしているため、比較ができる。敷地内のカヤは「ねりまの名木百選」に選定されている。
	N氏邸 (中村)	Ⅱ⑤	屋敷林	豊玉・中村エリアでは、貴重な屋敷林。



Ⅱ① 武蔵学園 濯川



Ⅱ② 豊島園
石神井川沿い斜面林



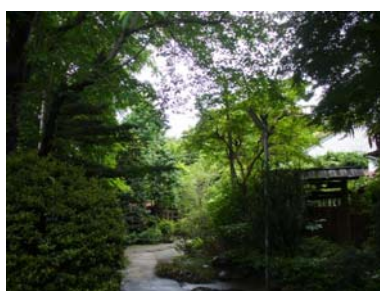
Ⅱ③ 廣徳寺 樹林



Ⅱ③ 区立高稲荷公園 斜面林



Ⅱ④ 氷川神社



Ⅱ⑤ N氏邸

表Ⅲ－１－２ 調査地概要（その３）

エリア	名称および所在地	No.	類型	特記事項
Ⅲ 石神井・関町エリア	都立石神井公園 (石神井台1-26)	Ⅲ①	落葉樹優勢林	開園は昭和34年3月。開園面積は20.1ha(三宝寺池を除く)。園内には、三宝寺池、石神井池の2つの池、野鳥誘致林、水辺観察園のほか、野球場、野外ステージなどがある。石神井城跡は立ち入りが制限された区域となっている。また、園内は都設の石神井鳥獣保護区に指定されている。地元市民団体が定期的に観察会を実施している。
	区立武蔵関公園 (関町北3-45)	Ⅲ②	落葉樹優勢林	開園は昭和13年10月。開園面積は4.6ha。園内には、富士見池がある。昔は関の溜め井と呼ばれた池があった場所で、大正時代頃に地元住民が中心となって遊具、ボート場などが整備された(若宮遊園)。
	東京カトリック神学院 (関町東2-7)	Ⅲ③	落葉樹優勢林	昭和4年(1929年)、石神井村字関の現在地に「聖フランシスコ・ザベリオ大神学校」として確立。石神井川の南斜面に隣接している。敷地内には、グラウンドやクスギ林などがある。
	天祖若宮八幡宮 (関町北3-34)	Ⅲ④	針葉樹優勢林	奈良時代、関塞守護神として奉斎されていた。昭和49年に若宮八幡と天祖神社が合わされ、天祖若宮八幡宮となった。面積約0.8ha。ヒノキ林が優占している。敷地奥の林床には、ホウチャクソウやヒトリシズカの群落がある。敷地内のアカマツは「ねりまの名木100選」に選定されている。
	MO氏邸 (石神井台)	Ⅲ⑤	屋敷林	シラカシを中心とした屋敷林。ケヤキの大木もある。
	石泉愛らんど (石神井台6-5地内)	Ⅲ⑥	農地	屋敷林も隣接している。農家の指導により、区民が農業を体験できる農業体験農園。



Ⅲ① 都立石神井公園 野鳥誘致林



Ⅲ② 区立武蔵関公園



Ⅲ③ 東京カトリック神学院



Ⅲ④ 天祖若宮八幡宮



Ⅲ⑤ MO氏邸



Ⅲ⑥ 石泉愛らんど

表Ⅲ－１－２ 調査地概要（その４）

エリア	名称および所在地	No.	類型	特記事項
IV 大泉・土支田エリア	都立大泉中央公園 (大泉学園町9-4)	IV①	落葉樹優勢林	開園は平成2年6月。開園面積は10.3ha。園内には、野鳥の森のほか、野球場や競技場などがある。隣接して、北には和光樹林公園(埼玉県営 20.2ha)が、東には、区立大泉さくら運動公園がある。
	稲荷山憩いの森 (土支田4-14) 清水山憩いの森 (大泉町1-6)	IV②	落葉樹優勢林	隣接した憩いの森。稲荷山憩いの森は面積2.2ha。主な樹種はエゴノキ、イヌシデ、ヒノキ。 清水山憩いの森は、面積0.76ha。主な樹種はエゴノキ、クヌギ、コナラ。区内有数の湧水地であり、東京の名湧水57選にも選定されている。両憩いの森ともにカタクリの自生地として有名。
	八の釜憩いの森 (東大泉2-27)	IV③	落葉樹優勢林	面積0.4ha。園内には水路がある。区立びくに公園と隣接している。
	土支田八幡宮 (土支田4-28)	IV④	針葉樹優勢林	口碑で鎌倉時代末の創祀と伝わる。針葉樹が優占する樹林となっており、「土支田八幡神社スギ樹群」として、ねりまの名木100選に選定されている。
	MU氏邸 (大泉町)	IV⑤	屋敷林	畑地が隣接。敷地内に竹林を含む。
	小作原広場 (西大泉5-27)	IV⑥	草地	草丈の管理がされている草地。
	井頭こぶし憩いの森 (東大泉7-26)	IV⑦		面積0.15ha。井頭憩いの森に隣接した屋敷跡地。
	区立びくに公園 (東大泉2-28)	IV⑧		面積2.2ha。白子川の調節池として整備。八の釜憩いの森と隣接している。敷地内には、多目的グラウンドやテニスコートがある。
	〇氏畑 (大泉学園町)	IV⑨	農地	大規模な生産緑地。東京都エコファーマーに認定されており、農薬の低減化も図っている。



IV① 都立大泉中央公園



IV② 清水山憩いの森



IV③ 八の釜憩いの森



IV④ 土支田八幡宮



IV⑤ MU氏邸



IV⑥ 小作原広場



IV⑦ 井頭こぶし憩いの森



IV⑧ 区立びくに公園



IV⑨ 〇氏畑

表Ⅲ－１－２ 調査地概要（その５）

区分	名称および所在地	No.	類型	特記事項
	都立石神井公園内 石神井池	W①	水辺	池の東端にボート乗り場があり、周年利用できる。
	都立石神井公園内 三宝寺池	W②		三宝寺池沼沢植物群落は国の天然記念物に指定。現在は深井戸から水を汲み上げている。
	区立武蔵関公園内 富士見池	W③		池の北側はボート乗り場になっている。南側の葦の島では、カワセミの営巣用の土壁も設置されている。
	都立光が丘公園内BS	W④		昭和59年に保全区域として造成された。面積2.7ha、淡水池は0.7ha。一般の立ち入りは禁止されているが、開園日には観察窓から観察することができる。隣接して鑑賞池もある。



W① 石神井池



W② 三宝寺池



W③ 富士見池



W④ 光が丘公園BS

表Ⅲ－１－２ 調査地概要（その６）

区分	名称および所在地	No.	類型	特記事項
	練馬駅周辺ルート	R①	ルート	緑の少ない市街地としてのルート。練馬駅北側のロータリーの植栽や区役所敷地周辺の植栽を含む。
	城南住宅ルート	R②		緑の多い計画された住宅地のモデル地域。コース内には、向山庭園(昭和55年5月開園 0.26ha)も含まれている。
	田柄川緑道ルート	R③		市街地ではあるが、緑道としての整備がされた地域。水路敷の緑地モデル。
	立野町ルート	R④		農地と住宅地がモザイク状になっている地域。武蔵野市との境に位置している。屋敷林や畑地のほか、千川上水や区立立野公園(平成8年開園 2.2ha)も含まれている。
	土支田・谷原ルート	R⑤		昔ながらの農地から新興住宅地へと変化している地域。田柄川緑地の水路敷跡もルートに含まれる。
	石神井川流域	R⑥		茜歩道橋から平成みあい橋までの約1kmの範囲。
	白子川流域	R⑦		白子川の源流部である大泉井頭公園から緑橋までの約1kmの範囲。ホトケドジョウやミズキンバイなどの重要種も生息している。



R① 練馬駅周辺ルート



R② 城南住宅ルート



R③ 田柄川緑道ルート



R④ 立野町ルート



R⑤ 土支田・谷原ルート

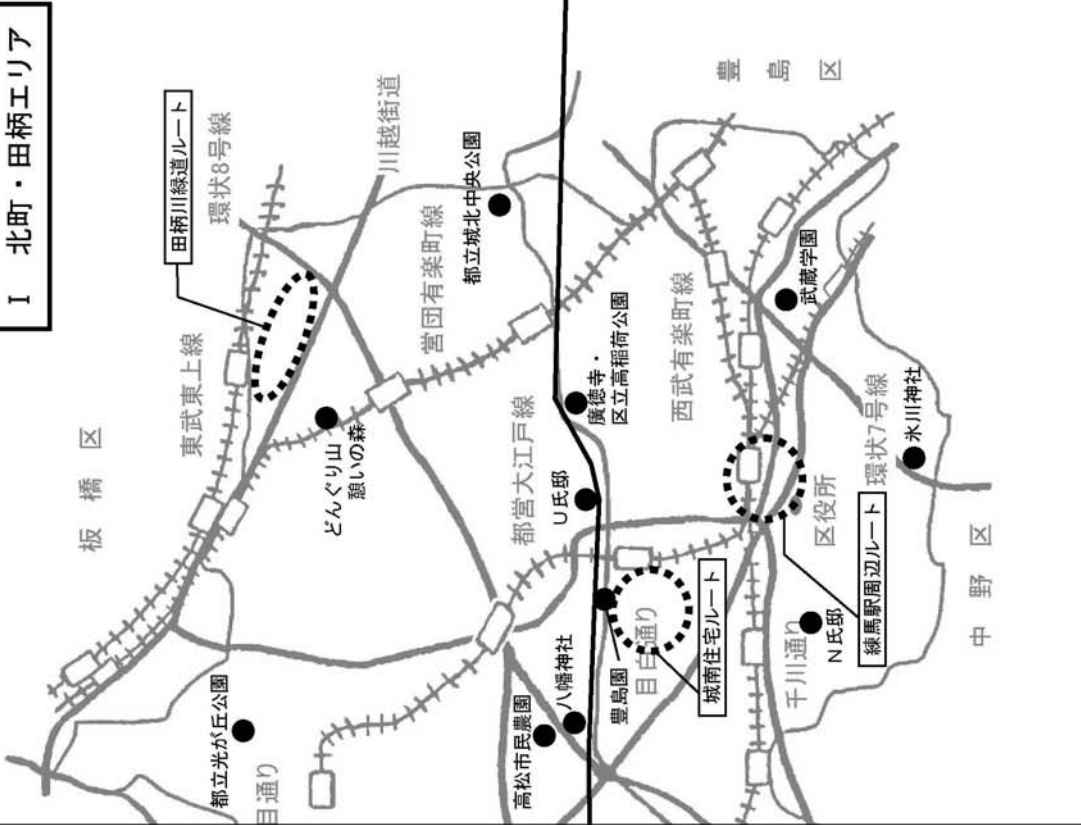


R⑥ 石神井川流域

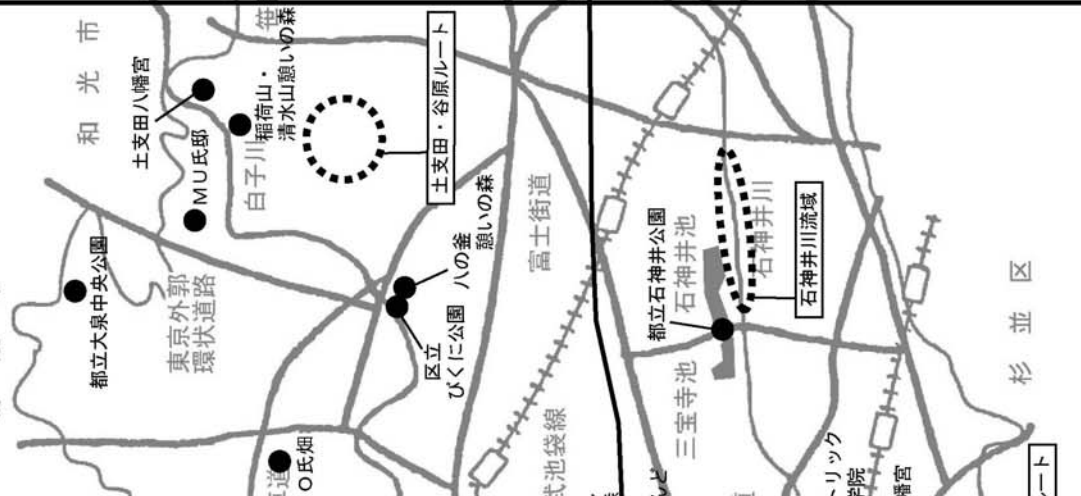


R⑦ 白子川流域

I 北町・田柄エリア



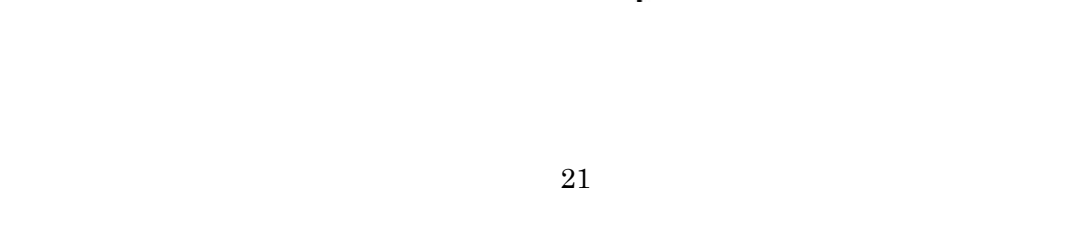
II 豊玉・中村エリア



IV 大泉・土支田エリア



III 石神井・関町エリア



図III-1-1 調査地位置図

(4) 調査対象

調査対象とした分類群は、植物・植生、昆虫類・クモ類、鳥類、ほ乳類、爬虫類、両生類、陸産貝類である。

各分類群の調査時期は、表Ⅲ－１－３の通りである。それぞれの詳細については、第Ⅳ章で述べる。

表Ⅲ－１－３ 調査対象の分類群とその調査時期

分類群	平成20年度						平成21年度						平成22年度										
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
植物・植生	秋期						春期		夏期														
昆虫類	大規模緑地						春～秋期																
	小規模緑地						春期		夏期		秋期												
クモ類	大規模緑地								夏期		秋期												
	小規模緑地						春期		夏期		秋期												
鳥類							冬期		春期		秋期												
ほ乳類・爬虫類・ 両生類・陸産貝類							冬期		春期		夏期		秋期										

(5) 重要種・外来種について

1) 重要種

本調査では、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律※17」（以下、種の保存法）、環境省レッドリスト※18（以下、国RL）、東京都レッドリスト※19（以下、都RL）、のいずれかの選定基準で指定されている種を「重要種」とした。

種の保存法の指定種選定基準を表Ⅲ－１－４、国および都RLの各カテゴリーの基本概念を表Ⅲ－１－５に示した。

表Ⅲ－１－４ 種の保存法 指定種選定基準

カテゴリー名称	表示	選定基準
国内希少野生動植物種	国内	国RDBや国RLで絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類）とされたもののうち、人為の影響により生息・生育状況に支障を来す事情が生じているものの中から、指定。
国際希少野生動植物種	国際	以下の種・亜種・分類群について、国際希少野生動植物種に指定。 ・ワシントン条約 付属書Ⅰ 掲載種 ・二国間渡り鳥等保護条約・協定 通報種 （条約・協定は、日米、日豪、日露で締結されている）

※RDB:レッドデータブック※²⁰ RL:レッドリスト※²¹

表Ⅲ－１－５ 国および都RLのカテゴリーの基本概念

カテゴリー名称	表示	基本概念
絶滅	EX	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下を含めすでに絶滅したと考えられるもの
野生絶滅	EW	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの
絶滅危惧Ⅰ類	CR+EN	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
絶滅危惧ⅠA類	CR	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	EN	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	VU	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧	NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
情報不足	DD	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていないもの
留意種	*	現時点では絶滅のおそれはないと判断されるため、上記カテゴリーには該当しないものの、次の①～⑧の選定理由のいずれかに該当し、留意が必要と考えられるもの <選定理由> ①準絶滅危惧(NT)に準ずる ②過去の環境変化により、生息地が限定されていたり、孤立個体群がある ③人為的な環境配慮により個体群が維持されている ④外来種の影響に注意する必要がある ⑤生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている ⑥自然の回復状況をあらわしている ⑦良好な環境の指標となる ⑧タイプロカリティ(基準産地、模式産地)
ランク外 (都RLのみ)	○	当該地域で生育・生息が確認されているが、上記カテゴリーに該当しないもの
データ無し (都RLのみ)	—	当該地域において生育・生息している(していた)可能性があるが、確実な記録や情報が得られなかったもの
非分布 (都RLのみ)	・	生態的、地史的な理由から、もともと当該地域には分布しないと考えられるもの。但し、鳥類では、確認記録があっても当該地域が主たる生息域でないと判断される場合は、非分布として扱った。

2) 外来種^{※22}

本調査では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律^{※23}」（以下、外来生物法）で特定外来生物^{※24}、要注意外来生物^{※25}と指定された種を外来種に含めた。さらに、「外来種ハンドブック」（日本生態学会編 2002）の記述をもとに外来種か否かを判断した。

植物の場合は、外国産の植栽種が多数あるため、前記に加えて図鑑等を参考に原産地を確認し外来種か否かを判断した。

また、在来種でも練馬区外から人為的に意識的または無意識的に持ち込まれたと考えられるものは、国内外来種^{※26}とした。区内にかつて自生していても植栽したものは、国内外来種とした。また、ヒムロ、ソメイヨシノ、ウンシュウミカンなどの栽培種も国内外来種に含めた。

※17 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律：

国内外の絶滅のおそれのある野生動植物を保護することにより、自然環境を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。捕獲、譲渡等の規制、及び生息地等保護のための規制から保護増殖事業の実施まで多岐にわたる内容を含む。

※18 環境省レッドリスト：国内の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。下記の環境省報道発表資料を参照した。

・平成18年12月22日 鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて

・平成19年8月3日 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて

※19 東京都レッドリスト：東京都内の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。下記の資料を参照した。

「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010年版」
東京都環境局。

※20 レッドデータブック：絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの。国や都道府県でまとめられたものがある。

※21 レッドリスト：絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。国や都道府県でまとめられたものがある。

※22 外来種：過去あるいは現在の自然分布域外に導入された種、亜種、それ以下の分類群であり、生存し、繁殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含む（日本生態学会、2002）。

※23 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律：

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的とした法律。

※24 特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

※25 要注意外来生物：外来生物法に基づく飼養等の規制が課されるものではないが、これらの外来生物が生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力をお願いするもの。

※26 国内外来種：国内起源で本来の自生地でない場所に、他の地域から人為的に意識的または無意識的に持ち込まれた種。

2. 区民アンケート調査（「ねりまの生きものさがし」）

（1）基本方針

この調査では、専門家による調査では把握できない、より広域的で詳細な分布調査を行うとともに、参加する区民が自然環境への興味や関心を持つ様に環境学習的効果も目的とした。

区民アンケート調査の内容と実施方法については、平成 21 年度に区民や専門コンサルタント、NPO 等で構成された検討委員会を結成し、計 6 回の検討会により、検討を行った。検討会の概要については、巻末の資料－1 に記載した。

（2）区民アンケート調査の概要

区民アンケート調査は、専門調査である生物実態調査の結果から環境指標となる生物を検討会で選定し、平成 22 年 3 月～平成 23 年 2 月にかけて、春夏秋冬の各季節に分けて実施した。その際、より広範囲な区民に参加してもらうため、「一般区民向けアンケート」と「小学校向けアンケート」に分けて実施した。

内容の詳細については、第 V 章で述べる。